

鎌倉市総合評価審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市総合評価競争入札試行取扱基準（平成20年8月21日施行。以下「取扱基準」という。）第10条の規定に基づき、鎌倉市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、取扱基準において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審査委員会は、契約検査課長の依頼に基づき、対象工事の認定、落札者決定基準及び落札者の決定の適否を審査する。

(組織)

第4条 審査委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 副委員長 都市整備部長
- (3) 委員 共生共創部長及び都市景観部長

2 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

(職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員（委員長を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、審査対象事項について、取扱基準第11条第3項各号に掲げるいずれかの方法により意見聴取するときは、あらかじめ2人以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。

(審査補助員)

第8条 審査委員会に、第3条に規定する事項を審査させるため、審査補助員を置く。

2 審査補助員は、契約検査課及び工事担当課に属する職員をもって充てる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び関係する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、この審査委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成20年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。